



それぞれの形で社会参加している「人」をクローズアップしていきます

柏センター生活支援サービス事業ケア者 「寄り添うケア」

柏センター生活支援サービス事業では、現在 13 名のケア者が知識や特技を活かし、家事支援（掃除・食事づくり・買物）、見守り、話し相手、通院同行などの多様なサービスを提供しています。今回は、お母様の介護をしながら、まさしく『寄り添うケア』をしている A さんに聞きました。

Q.きっかけは何？

5・6 年前、コミュニティケア街ねっとの『ケアラズカフェ』に参加していました。介護者の話を親身に聴いてくださるスタッフが忙しそうに仕事をされているのを見て「生活支援なら、私にもお手伝いできるかも、介護しながらでも少しは社会と関われるかも…」と思いケア者登録しました。

Q.長く続いている秘訣は？

支援している方々に喜ばれ、その方の生き方やくらしの知恵、昔の話を聞かせて頂いたり…一生懸命生きてこられた様子を想像し「自分も頑張っていこう！」と元気になることができます。それと同時に豊かな気持ちになり、楽しくケアに入らせて頂いています。

いろんな方々と関わる事ができて、母がデイサービスに通所している間、無理なく働くことができるので今まで続けてこられました。

※生活支援サービス事業のケアは、登録スタッフとしての仕事となります。



▲毎月 1 回集まって、情報交換や相談をしています。



生活支援サービスケア者 A さん



各センターで人材大募集！
あなたの魅力をお貸しください。

ボ ボランティア 参 参加者 仕 仕事 場 場所利用

【八街センター】Tel 043-440-0181

買い物バス 参 運転手
風の杜ひろば 参 草取
子育てサロン 参 運営スタッフ
外国人との交流 参 運営スタッフ
ケアメンレンジャー(男性介護者のつどい) 参 運営スタッフ
喫茶アルルカン・風のロッジ 参 活動グループ

【柏センター】Tel 04-7170-0939

街の縁側よって 参 調理や運営スタッフ
生活支援サービス 仕 ケア者

【千葉センター】Tel 043-290-8017

地域食堂 参 調理や運営スタッフ
麻雀教室 参 インストラクター、運営補助
放課後の居場所 参 運営スタッフ
生活支援サービス 仕 ケア者

☎ 各センターにお問い合わせください

お知らせ

◆新型コロナウイルスの影響で休止中だった事業が、徐々に再開しています。詳しくは HP をご覧ください。

◆生活クラブ風の村の児童養護施設、乳児院、自立援助ホームの子どもと若者を支援する「NPO 法人はぐみの杜を支える会」が、自立支援のための「はばたき基金」への寄付を募集しています。下記 HP をご覧ください。

<https://hagukuminomoriwosasaerukai.jimdofree.com/>

◆会費は銀行振替が可能です。ご希望の方はご連絡ください。3000 円会員への変更も募集中です。



ネットワークで「社会参加支援」と「相談支援」につなぐ

～第 4 次中期計画が始まりました。2020 年度総会報告～



3 月に計画した法人設立 10 周年記念講演会の開催を断念したときは、6 月の総会でリベンジしようと思ったくらい、まさかここまで影響が長引くとは思っていませんでした。

今年度の総会は前代未聞の「みなし総会」となりました。中期計画の決定や改選もあり、関係者が集うことができなかったのは残念ですが、定款に従い、議決権のある正会員全員の同意を得て無事終了したことをご報告します。

●2017 年からの第 3 次中期計画は、計画通りにいったものばかりではありませんが、何とか 3 カ年とも剰余を残すことができました。関係者の皆様にこの場を借りて感謝申し上げます。

そして、いまだ不安の中にある感染症や大規模災害への対応を想定・準備しながら、「地域交流」「住民参加」「ささえあいの関係性」など、私たちが大切にしてきたことをどのように進めていくのか、模索する 1 年が始まりました。今後ともご支援・ご協力いただき、ともに歩みを進めてまいります。

●第 4 次中期計画は、以下の 2 点を大項目とします。

- ① 社会参加支援を通じ住民主体の活動創出と地域活性化
- ② 安心・自立した暮らしのための相談支援

例えば…生活支援事業の独居の利用者さんに声をかけ、サロン運営のボランティアで活躍してもらう。親子ひろばの参加者の様子を気にかけて家計相談支援につなぐ。など、法人内外のネットワークを駆使して、資源が点から線、線から面となる地域づくりに貢献します。

< 今回の案件 >

- 第 1 号議案 2019 年度事業報告・決算報告、2019 年度監査報告
第 2 号議案 第 4 次中期計画（第 3 次中期計画ふりかえりを含む）
第 3 号議案 2020 年度事業計画・予算
第 4 号議案 2020 年度役員報酬限度額
第 5 号議案 役員の任期満了に伴う役員改選

役員改選

退任 ～お疲れ様でした～

理事 池田徹さん、杉本利広さん
監事 片桐浩章さん、鎌倉康子さん

新任 ～よろしくお願ひします～

理事 木村庸子さん
監事 行木桃子さん、塙智さん

認定特定非営利活動法人
コミュニティケア街ねっと

第 12 回通常総会 議案書

2020 年 6 月



VAIC コミュニティケア研究所から
コミュニティケア街ねっとへ



認定 NPO 法人
コミュニティケア街ねっと

特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）
コミュニティケア街ねっと

【発行責任者：岩上 章子】

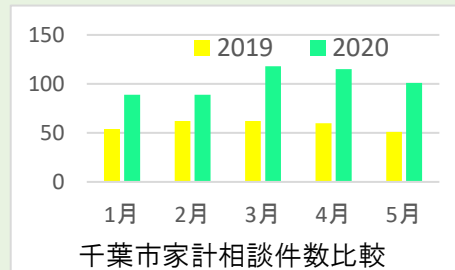
〒263-0051 千葉県稲毛区園生町 1107-7
【Tel】043-290-8015【Fax】043-290-8016
【E-mail】info@ccmachinet.jp
【URL】<https://www.ccmachinet.com/>
2020 年 7 月発行



ある日突然 生活が困窮!!

新型コロナでも生活が一変！

失業や減収で家賃・食費・教育費が払えない…
生活の困窮は他人事ではなく、いつ、誰の身に起きても不思議ではありません。今、誰もが想像していなかった新型コロナウイルス感染症拡大は、人々の生活に大きな影響を与え、相談件数は昨年に比べて増加しています。



休業や失業で収入が減少した人に対して、政府・民間が支援策を講じています。その支援策の条件などが刻々と変わる中、家計改善支援員は情報収集しながら相談者に対応し、先の見えない不安に寄り添っています。

例えば、新型コロナの影響を受けて収入が減ってしまい、生活が成り立たなくなった相談者に対しては、毎月の必要経費を聞きとり、同時に今後の就労収入の予測を立て、不足する部分を補うために給付金や貸付制度等を利用し、貸付金の返済も考慮しながら収支バランスを整える、といった支援をします。



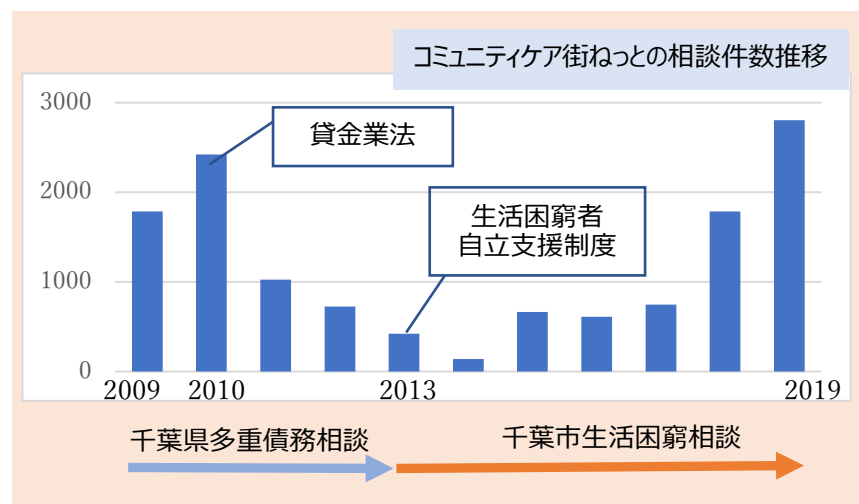
コミュニティケア街ねっとの取り組み経過

多重債務相談から家計相談へ

2008年8月からコミュニティケア街ねっと（旧 VAIC-CCI）は、千葉県の委託で多重債務に陥っている方の支援を行ってきました。貸金業法が改正されたことで、「債務が膨らみ、数社から借りていて返済が厳しくなった」という相談は一旦減少しましたが、「収入が減少して、あるいは収入がなくなってしまい生活が苦しくなった」という相談に変化し、増加してきました。

上記事業を5年半継続してきた経験を活かし、2013年12月から千葉市の生活困窮者自立促進支援事業の家計相談支援事業モデル事業を受託。2015年度の本事業からは、生活クラブ虹の街との共同企業体で千葉市家計改善支援事業を受託しています。

また、柏市では生活クラブ風の村と連携して、家計相談の対応をしています。



「千葉県家計改善支援員連絡会」の開催

この2月に当法人主催で連絡会を開催し、県内の家計改善支援事業を行っている行政のうち22ヶ所から33名の家計改善支援員が集まりました。各自治体における家計相談の実態や、日ごろの相談対応で困っていることを共有し、支援員同士の連携を深めました。

生活が困窮する直接の原因は、家計収支が合わないこと、いざという時に使える貯蓄がないこと等が挙げられます。生活していく上で家計のバランスが取れていることはとても重要なことです。現在、任意事業である「家計改善支援事業」が、今後、全ての自治体で必須事業となることが不可欠です。

相談員紹介



Y.K.さん(活動歴3年)

銀行勤務の経験を活かせればと思い携わり始めました。私の受ける相談の多くがクレジットの利用に端を発した債務問題です。便利だと見せかけた悪魔のささやき「リボ払い」は、低所得者から利子を搾り取る巧みな仕組みです。政府は昨年の消費増税、今回の新型コロナの問題から、キャッシュレス化を急速に進めようとしています。何らかの対策を講じてほしい…と思いながら活動しています。



M.Y.さん(活動歴1年)

若い頃から社会福祉に関わりたと思っていたことから活動を始めました。相談者は家計だけでなく、健康問題や家族の事情など様々な事を抱えながらどうしようもなくなって相談に来られます。私自身、行き詰まった時には他の相談員の知恵も借りながら、より良い方法で前に進めるよう模索しながらの毎日です。

コミュニティケア街ねっとでは現在11名の家計改善支援員が各地で活躍しています

生活困窮者自立支援制度とは

バブルの崩壊、リーマンショックによる派遣切りや雇止めなどの社会状況の悪化で増加した生活に困窮する人が、自立した生活を送れるよう制定されたセーフティーネットです。生活や仕事に心配・不安・悩み等を抱えている方に対して、地域において自立した生活が送れるよう、相談支援員が無料で相談に応じ、問題解決に向けた支援を行うものです。

知っておきたい「生活困窮者自立支援制度」の事業

※自治体によっては実施していない事業もあります

自立相談支援事業（必須事業）

相談の窓口。相談者の現状を把握し、自立のために必要な支援プランを立案。

住居確保給付金（必須事業）

就労活動等を条件とした住居確保のための給付金支援。

就労準備支援事業（任意事業）

就労不安のある相談者に対して、就労に向けた支援や就労機会の提供。

家計改善支援事業（任意事業）

家計状況を「見える化」、困窮の根本的な課題を特定し、自分で家計を管理できるように支援。必要に応じて貸付のあっせん等。

就労訓練事業（任意事業）

中期的に計画を立て、就労に必要なスキルを身につけるための支援。

一時生活支援事業（任意事業）

住居のない相談者に、一定期間の間、宿泊場所や衣食を提供。退所後の生活に向けての就労支援。

子どもの学習・生活支援事業（任意事業）

子どもの学習支援や学習習慣・生活習慣の確立や居場所づくり等、子どもと保護者の双方の支援。

相談できる場所があります！

各自治体には生活困窮に関する相談窓口があります

新型コロナによる生活の困窮だけでなく、家計に不安を抱え始めたら、まずは相談してください。

<各自治体の相談窓口>

市役所や区役所の窓口やHPから

<コミュニティケア街ねっと相談窓口>

043-290-8061（月・水・金 9:00～16:00）

